

■戸室設備

部屋の設備が故障してしまったのですが、修理する場合の費用は入居者の負担になるのですか。

お部屋に元々ついている設備（賃貸借契約書の設備の状況に記載されているもの）や、室内内装・造作については、通常使用の範囲で故障、破損した場合（寿命など）は、貸主の負担により修理致しますので、入居者様のご負担はありません。

誤った使い方など、入居者様の故意過失によって破損・汚損された場合の修理・交換費用につきましては、お客様のご負担となります。なおこの場合、内容によっては契約時にご加入頂いた火災保険が適用できる場合もあります。三和住宅のおすすめする火災保険にご加入頂いた場合は、修理対応から保険金請求に係る対応まで、ワンストップで対応させていただきます。

お客様のご負担の有無にかかわらず、室内の不具合や設備の故障等につきましてはすみやかに三和住宅へご相談下さい。

放置することによって修繕費用が余計にかかったり、集合住宅の場合は他の戸室や共用部分へ影響を及ぼす場合もございますので、ご協力の程お願い申し上げます。

一意的なソリューション ID: #1056

製作者: Sanwa-Jyutaku

最終更新: 2014-10-25 10:55